

社団契約に関する一九〇一年七月一日法（訳）

Loi relative au contrat d'association (1. juill. 1901)^(B)

林 寿 二

第一章

第一条 社団は二人又はそれ以上の人々が永続的方式の下に、共同して彼らの知識と活動とを利益分配以外の目的に用うる合意である。この合意の効力は契約及び債務に適用する法の一般原則によって支配される。

第二条 人的結社 *association de personnes* は、許可もあらかじめの届出も（必要で）なく、自由に設立できる。人的結社は、もしそれが第五条の規定に従うとき（そのときのみ）権利能力を享有するに過ぎない。

第三条 法律、良俗に反し又は領土の完全性及び政府の共和制形態を破壊することを目的とする動機のために、又は不法な目的のために設置される全ての社団は、無効であり何らの効果をも生じない。

社団契約に関する一九〇一年七月一日法（訳）

社団契約に関する一九〇一年七月一日法（訳）

第四条 一定期間内に設立されない社団の全ての社員は、納期に分担金を支払い且つ当該年度の後は、あらゆる禁止条項に拘らず、何時でも脱退できる。

第五条 第六条に規定する権利能力を取得しようとする全ての社団は、その設立者の配慮により一般に公表しなくてはならない。

予め届出は社団がもつ住所の県知事又は郡長になされる。届出には、社団の名称及び目的、組織 *etablissement* の所在地及び何らかの名目で社団の管理又はその指揮を義務づけられる人々の名前、職業及び住所を記載す *fair connaître* する。それ（届出）には受理書が与へらる。

届出には定款の謄本二通を付けらる。

社団は、その管理又は指揮につきその後生ずる全ての異動並に定款に生ずる全ての変更を、三月以内に報告する義務がある。

更に、その変更及び異動は、行政庁及び司法庁に必要な都度提出しなければならないところの特別の帳簿に記録される。

第六条 （一九四八年六月二三日の法律）法規に従って届出でられた全ての社団は、国家、県及び市町村を除いて、何ら特別の許可なくして（左につき）裁判所に訴へ、有償で買入れ、所有及び管理することができる。

一 社員の分担金又は分担金を免除されていることによる金額、（但し）その金額は一〇、〇〇〇フランを超えることはできない。

二 社団の管理及び社員の集会のための一定の場所。

三 社団のたてた目的を達成するに蔽に必要な不動産。

第七条 第三条によって予想される無効の場合、社団の解散は、或は全ての利害関係人の申請により或は檢察官の請求により、民事普通裁判所 *tribunal de grande instance* ⁽²⁾ によって裁判を言渡される。(この場合) 檢察官は滿三日を指定することができ、又裁判所は第八条の予定する処罰の下に、仮に、そして全ての上訴手段にも拘らず会場の閉鎖及び社員のあらゆる集会の禁止を命ずる(ことができる)。

第五条の規定違反の場合、全ての利害関係人又は檢察官の請求により解散を宣告し得る。

等八条 第五条の規定に違反した者は、しかも二度も金銭的処罰 *amende* を受けた場合、六、〇〇〇フランないし七十二、〇〇〇フランの金銭的処罰に処せらる。

解散の裁判後、(解散社団を) 不法に支持し又は改造している社団の設立者、理事又は支配人は八、〇〇〇フランないし一、八〇〇、〇〇〇フランの金銭的処罰及び六日乃至一年の拘禁 *emprisonnement* に処せらる。

社団が規定する地方慣習を承認しながら解散した社団の社員が再び結合することに助力する全ての人々は、(前項と) 同じ刑に処せらる。

第九条 任意に又は裁判所の宣告により解散する場合、社団の財産は、定款に従い又は定款に規定のないときは社員総会の決めた規定に従って帰属する。

第二章

第一〇条 社団は、行政規則の形式で出される命令によって、公益性を承認され得る。

第一一条 (前条の) 社団は、定款によって禁止されていない市民生活のあらゆる活動を営み得る。しかしこれ

社団契約に関する一九〇一年七月一日法(訳)

社団契約に関する一九〇一年七月一日法（訳）

ら社団は、彼自からが定めた目的に必要な不動産をもつことも取得もできない。社団のすべての動産的有価証券は記名証券として保有されなくてはならない。

右の社団は民法第九一〇条及び一九〇一年二月四日法第五条に規定される条件の下で、贈与又は遺贈を受けることができる。社団の活動に必要な贈与証書又は遺贈条項に包含される不動産は、贈与の受理に許可を与へる大統領令又は布令に規定する期間内及び形式で、（即ち）社団の金庫に払込まれる代価で、譲渡される。——しかし、社団は、有償又は無償で樹木、森林又は植林した土地を取得することができる。

社団は贈与者のために用益権を留保する動産又は不動産の贈与を受理できない。

第十二条 削除（一九三九年四月一二日の命令）。

第三章

第十三条 全ての宗教的団体（*congrégation religieuse*）は、参議院の議決にかかる命令（*décret rendu sur avis conforme du Conseil d'Etat*）によつて、法上の承認を得ることができる。即ち、さきだ許可された宗教団体 *congrégation* に関する規定は、彼らに適用される。

右の法上の承認は、参議院の命令に従つて、全ての新しい宗教団体の経営する組織に対して与へることができらる。

宗教団体の解散又は全ての組織の廃止は、参議院の議決にかかる命令によつて宣告され得るに過ぎない（一九四二年四月八日の法律）。

第十四条 削除（一九四〇年九月三日の法律）。

第十五条 全ての宗教団体は収支目録を作る。宗教団体は毎年当該年度の予算書 *compte financier* 並にその（積極的）財産 *bien* 動産及び不動産の財産目録を作成する。

宗教団体の姓、同様に彼らが宗教団体に於て示された名前、その国籍、年令及び出生の關係、宗教団体に加入した目付を、記載している宗教団体の完全なリストを宗教団体の所在地に備付け *trouver* しなくてはならない。

宗教団体は、知事のあらゆる要求に対し、変更がなくても宗教団体自身又はその代表者、予算書、目録及びリストを提出する義務がある。

前条に規定する場合に、虚偽の報告をなし又は知事の要求に従うことを拒絶する宗教団体の代表者又は理事は、第八条第二項に示す刑に処せらる。

第十六条 削除（一九四二年四月八日の法律）。

第十七条 合法的又は非合法的に設立された社団に対し第二条、第六条、第九条、第一条、第一三条、第一四條及び第一六條の規定を逃れることを可能ならしめる目的の下に、有償又は無償で、或は直接に或は仲介者によって又はその他全ての間接的手段で行われる、あらゆる生前行為又は遺言は無効である。

この無効は、或は行政庁の請求により或は全ての利害關係人の請求によって宣告され得る。

第十八条 かつて許可も承認もされなかつた現存の宗教団体は、本法の公布と共に、三月以内に、その宗教団体が諸規定に應ずるよう必要な請求をなしていたということを、証明する義務がある。

前項の証明がないと、当該宗教団体は解散したものとみなされる。それ（の効果）は恰も許可されなかつた

社団契約に関する一九〇一年七月一日法（訳）

社団契約に関する一九〇一年七月一日法（訳）

宗教団体と同じである。

宗教団体によって保有されている財産の清算は、裁判所で行なわれる。裁判所は行政庁の請求により、裁判所に訴へるため、清算の全期間中に、寄託物管理人としてのあらゆる権限をもつ清算人を指定する。清算人を指定した裁判所は、清算人により又は清算人に対してなされる民事事件に関して全ての訴訟を裁判するための、唯一の管轄裁判所である。

清算人は、未成年者の財産売買に関して規定される形式に従って、不動産の売買につき訴訟手続をとる。

清算を命ずる裁判は、法上の報知のために命令の形式で公表される。

宗教団体へ加入するとき既にその団体に所属していたか又はそれ以降、或は直系若くは傍系の遺言なき相続により或は直系の贈与若くは遺言により彼らに帰属する財産や有価物は、彼ら（団体内）に返還される。

直系（に対する場合）を除き、宗教団体に成した贈与及び遺贈は、但し受益者によって彼らが第一七条によって告訴される仲介者でなかつたことを証拠だてるといふ条件で、（皆）等しく請求し得る。

無償で取得するか又は贈与行為によって救済施設に特別に割当てられない財産及び有価物は、贈与者、その相続人若くは（その）権利所有者から又は遺言者の相続人若くは（その）権利所有者から、清算を宣告する裁判より以前に経過する時間内に、彼らが何らかの時刻にかからないときに（限り）、請求され得る。

もし財産及び有価物が、宗教団体に恩恵を与へるためのみならず救済施設の面倒をみてやるためにも与へられ又は遺贈されたならば、（唯）それらは贈与に充てられた目的達成の面倒をみてやるという条件の下で、

（彼らに）請求され得るに過ぎない。

先取又は所有権回復のあらゆる訴訟は、抵当物取戻権の閉鎖するや否や、裁判の公表後六月内に、清算人に対して行われなくてはならない。清算人と対審の形式でなされた裁判及び判決によって確定した事物の権限を取得しているものは、全ての利害関係人に対抗できる。

六月を経過するときは、清算人は、請求されなかったか又は救済施設に割当てられなかった全ての不動産を、裁判所で売却の手続をとる。

売却の収入並に全ての動産的有価物は、供託局にあづけらる。

施療院の気の毒な収容者の扶養費は、清算の完了するまでは、清算の先取特権ある費用として考慮せらる。争がない場合、又は時効期間内になされる訴訟の全部が裁判されるときは、資産は権利所有者間に分配されない。

本法第二〇条のめざす行政規則は、右に予想する先取のあとに残る、自由な(積極)財産については、(或は)確実な生活手段がない(か)、或は彼らの個人的労働の収入によって(宗教団体に)帰属する有価物の獲得に貢献したことを証明するところの、解散宗教団体に決与されるところの、元金によるか、若くは終身年金の形式での支給を、規定する。

第十九条 刑法第四六三条の規定は、本法に予想する犯罪に適用される。

第二〇条 行政規則は、本法の施行を確保するために、固有の手段を規定する。

第二一条 社団に關係ある刑法第二九一条、第二九二条、第二九三条並に同法第二九四条の規定、一八二〇年七月五日―八日の規則第二〇条、一八三四年四月一〇日の法律、一八四八年四月二八日の大統領令第一三条、一

社団契約に関する一九〇一年七月一日法(訳)

社団契約に関する一九〇一年七月一日法(訳)

八八一年六月三〇日の法律第七条、一八七二年三月一四日の法律、一八二五年五月二四日の法律第二条第二項、一八五二年一月三一日の勅令及び一般に本法に抵触する全ての規定は廢止する。

職業組合、商業組合及び共済組合 *société de secours mutuel* に関する特別の法律は、今後廢止しようとはしなう。

註(1) ① 本訳のネクストは Charles-Lavauzelle & Cie; Codes Français et Lois Usuelles, 1959 に採れた。

② (……) は訳者が入れた。

③ 本法は、*association* に関するフランス語立法中、一般法的性質をもちものと認めらる。

註(2) *Compétence du tribunal d'instance, du tribunal de grande instance et de la cour d'appel en matière civile, décret du 22 décembre 1958* の art. 31 ¹²⁷⁴ “Le tribunal de grande instance connaît, à charge d'appel, de toute affaires pour lesquelles compétence n'est pas attribué expressément à une autre juridiction, en raison de la nature de l'affaire ou du montant de la demande”. 以下同様。